

アメリカのクレジットユニオンと銀行*

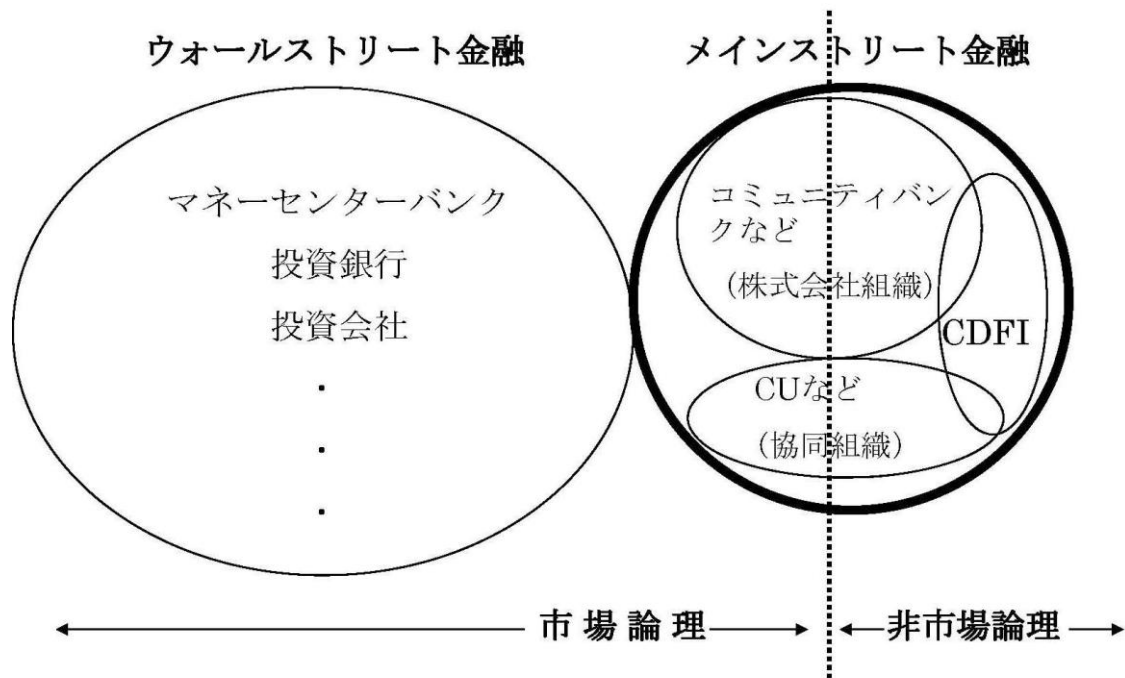
～クレジットユニオンの主張と検証～

茨城大学人文学部教授
内田 聡

1 問題の所在

アメリカの金融システムは、ニューヨークなどのマネーセンターを拠点に国内外の資金が取引されるウォールストリートと、地域を拠点に地域の資金が取引されるメインストリートから形成される（内田（2009））。前者にはマネーセンターバンク、投資銀行、投資会社などの巨大資本の金融機関や専門金融機関が存在し、後者にはコミュニティバンクなどの地元資本の金融機関、協同組織金融機関などが存在している（図表 1）。ウォールストリート金融とメインストリート金融は対立軸として扱われることが多く、間違いではないが、対立はしながらも両者の相互補完のうえに全体の金融システムが成立している。

図表 1 金融システムの概観



(注) 枠の大きさは必ずしも勢力の大小を表しているわけではない。

(出所) 筆者作成。

* 本稿は 2015 年 8 月にゆうちょ財団インターネット研究会で報告したものである。

メインストリート金融内をみると、対ウォールストリートという点では各種金融機関の利害が一致することが多いが、常に一枚岩かと言えばそうではない。コミュニティバンクとクレジットユニオン（CU）は 1990 年代後半から対立を強めている¹。CU は共通の絆（コモン・ボンド）に基づいて形成され、かつては職域などが主流だったものの、近年では地域をコモン・ボンドとする CU が増大し、活動領域において銀行とくにコミュニティバンクとの競合が生じている。さらに 1998 年に CU に事業向貸出が認められ、業務面においても競合が生じている。コミュニティバンクからすると、CU は法人税を免除されたまま、コミュニティバンクの領域や業務に参入してくるのはおかしいということになり、州レベルでは州法 CU に課税しようとする法案が提出されることも珍しくない。全米クレジットユニオン協会（CUNA）は、法人税免除は組合員に還元されるもので、「S コーポレーション銀行」における株主優遇の法人税免除とは全く異なると、銀行業界への警戒心をあらわにしている。

メインストリート金融内の対立はウォールストリート金融との対比で考える時、メインストリート対ウォールストリートの構図の一部であり、前者の多様性とも理解できるが、CU とコミュニティバンクとの対立の論点や背景を考察することで、金融環境が変化するなかでのメインストリートの金融機関とくに CU の役割や課題を再考したい。対立は断片的に伝えられることが多いが、本稿では CUNA がホームページで公開している資料『クレジットユニオンと銀行～誤信、事実、および最近の傾向 2014 年末』²を用いながら、その論点について検証していく。以下の 2 ではメインストリートの金融機関の概略と現状を述べる。3 では CUNA の資料の概略を紹介し、4 でその論点を検証していく。

わが国の信用金庫や信用組合はアメリカの CU とは仕組みが異なり、アメリカと同じような銀行との対立構造を持っているわけではないが、本稿の議論は、金融環境が変化するなかでの協同組織金融機関の意義を考えるうえでヒントを与えるだろう。

2 問題接近への前提

2.1 メインストリートの金融機関

メインストリートには、コミュニティバンク、貯蓄金融機関、CU、地域開発金融機関（CDFI）がある（図表 2）。免許には（CDFI を除き）国法（連邦法）と州法があり、金融機関は自由に選べる。これは二元制度と呼ばれ、アメリカ金融システムを形成する大きな特徴の 1 つである。また、後述の各種金融機関の説明からわかるように、アメリカには事業向貸出を中心とする協同組織金融機関は存在しない。

1 銀行業界の対応については、アメリカ銀行協会（ABA）やアメリカ独立コミュニティバンカーズ協会（ICBA）のホームページなどを参照。

2 Schenk(2015).

図表 2 金融機関の概況(2014 年末)

	合計数 (a)	合計資産(b) 億ドル	1機関あたりの規模(b/a) 百万ドル
全商業銀行	5,643	144,938	2,568
コミュニティバンク	5,084	11,421	225
貯蓄金融機関	866	10,599	1,224
同上総資産10億ドル未満	744	1,998	269
クレジットユニオン	6,513	11,447	176
同上総資産10億ドル未満	6,283	5,193	83
地域開発金融機関(08年末)	495	294	59

(出所) 各種資料から筆者作成。

2.2 コミュニティバンク

コミュニティバンクの呼び名は、連結総資産 10 億ドル未満の銀行の通称であって、法的には他の銀行と同じ範疇にある。コミュニティバンクは株式会社であるが、多くは非上場で、地域に密着した経営をしているため、大規模・中規模銀行とは区別され、あるいは愛着を持ってコミュニティバンクと呼ばれる。コミュニティバンク数の約 37%は、S コーポレーションという形態をとっている (2014 年末)。S コーポは 1958 年に一般事業法人向けに制定され、今では最もポピュラーな法人形態となっている。銀行には法改正を経て 1997 年に適用が認められ、2004 年には転換要件を緩和する法改正が行われた。S コーポは、内国歳入法第一章第 S 節規定の課税方法を選択した法人であり (S コーポでない一般の法人は C コーポと呼ばれる)、株主数や株式の種類は制限されるが連邦法人税のかからない株式会社である。法人段階で連邦法人税が免除され、株主段階で個人所得税が課せられるため、二重課税が回避される³。

2.3 貯蓄金融機関

貯蓄金融機関は貯蓄貸付組合 (S&L) と貯蓄銀行 (SB) からなり、株式会社組織と相互組織が存在する。伝統的に住宅ローンを中心に扱ってきたが、1980 年代の危機と業務範囲規制の緩和に、銀行の住宅ローンへの進出もあいまって、銀行との同質化がとくに株式会社組織で進んだ。2014 年末に、貯蓄金融機関数の全体の約 36%は、事業向貸出を中心としている機関である。

2.4 クレジットユニオン

CU は加入した組合員の金融相互扶助で、組合員から資金を預かり組合員へ融資する金融機関である。法人税が免除されるものの、業務範囲は法律で銀行より制限され、預貸

3 詳細は内田(2009)を参照。

業務が中心である。貸出ではオートローンと住宅ローンが主だが、1998年に事業向貸出も総資産額の12.25%の範囲で認められた。CUはコモン・ボンドに基づいて設立される必要があり、その組合数の分布は職域27.5%、業界団体・職業団体・労働組合・協会などの団体8.2%、(複数の職域や団体が1つのグループになった)複合28.7%、地域35.6%などである(2014年末)。営業地域に制限はないが、コモン・ボンドのとり方で決まる側面はある。

ガバナンス関連をみると、CUには銀行とは異なる独自の仕組みが存在する(以下、連邦法に基づく)。^①総会での理事選挙では、候補者は指名委員会による指名のほか、組合員による立候補・推薦も可能で、投票方式は総会での投開票のほか、電子的方法などによる事前投票・総会での開票も認められる。議決権は出資(預金)の多寡に関係なく1人1票で、委任投票はできない。^②理事は組合員から選出され、ボランティアで職務を行う。多くの場合は業務執行を最高経営責任者(CEO)などに委任するが、CEOなどは理事会構成員でなく、意思決定機関と業務執行機関が分離されている。このように、従業員以外の組合員がCUの運営へ参画する様々な仕組みがある。

2.5 地域開発金融機関

CDFIは、財務省のファンドから資金・技術面で援助を受け、貧困な地域社会の開発を主たる使命とし、当該地域への資金供与に加えて開発に必要な用役を提供する金融機関である。市場論理とは異なるところに位置する非営利の金融機関で、資金提供はもちろんのこと、テクニカルアシスタンスと呼ばれる技術指導などに力点を置くという特徴がある。CDFIには、事業会社を中心に扱うものから、地方関連だけを対象とするものや、難民を専門とするものまであり、多様なアメリカ社会を反映している。

3 CUNAの「クレジットユニオンと銀行～誤信、事実、および最近の傾向」⁴

銀行家の誤信1

CUは大規模、複雑、そして積極的に拡大している。

事実

銀行の合計資産額⁵(2014年末)はCUのその14倍を超えている(15.6兆ドル対1.1兆ドル)。銀行の1行あたり平均資産額はCUのそのほぼ14倍である(23億ドル対1.73億ドル)。CUの半数は総資産額0.25億ドル未満であるが、銀行では2.8%にすぎない。71%の銀行は総資産額1億ドル以上にあるが、CUでは25%未満にすぎない。

4 以下3の終わりまでは著者による要約であり、注は筆者が付したものである。

5 商業銀行と貯蓄金融機関の合計。3の終わりまで同様。

銀行家の誤信 2

CU は帝国主義者である。

事実

最初の CU は 1908 年 11 月 24 日に設立され、CU の合計資産額は 106 年をへて 2014 年末に 1.1 兆ドルに成長したのに対し、銀行のそれはわずか過去 2 年で 1.1 兆ドル成長した。また、銀行の上位 4 行のいずれの総資産額も、CU の合計資産額よりも大きい。

銀行家の誤信 3

CU は大きな市場シェアをえつつある。

事実

金融機関の合計資産額に占める CU のシェアは小さく、20 年以上ほとんど変化していない（1992 年末・5.6%、2014 年末・6.7%）。大規模銀行こそが預金金融機関の真の帝国主義者である。最近のエコノミスト誌によれば、「アメリカの小規模な地元銀行は消滅してはいないようだが、その環境は全く居心地のよいものではない。統廃合の地元銀行への影響は明白だろう。つまり、ウォルマートやトイザラスが町にやってきた時の小売商人のように、地元銀行は大規模銀行によって押しつぶされている。」⁶

CU の税免除は CU の規模とはなんら関係はない。税免除は CU のユニークな非営利の協同組織の構造を根拠とするものである。にもかかわらず、銀行は大規模 CU について、その急速な成長と市場支配を理由に課税を主張している。しかし総資産額 10 億ドル以上の銀行の合計資産額（2014 年末）は 14.3 兆ドルに及び、それは大規模金融機関（銀行と CU）の合計資産額の 96%を占めている。大規模銀行の合計資産は過去 2 年間で 8,460 億ドル成長し、それは大規模 CU の合計資産額よりも 36%大きい。

銀行家の誤信 4

CU はそのミッションをないがしろにしている。

事実

議会は、州法と連邦法の CU を、その所有構造と特別なミッションゆえに、連邦所得税の対象外とした。その構造とミッションは 100 年たっても変わることはない。税免除は CU の規模、複雑性、および提供するサービスとは関係ない。CU はボランティアの理事会が運営し、組合員に所有され、民主的に運営される、非営利の金融機関である。また、CU は、組合員に節約を奨励し、特に大きな財産を持たない組合員に、適切な手段での借入の機会を提供するという特別なミッションを持っている。

協同組織の構造の CU は、投資家所有の銀行とは異なった活動を続け、全国のほぼ 1

6 この「小規模銀行は大規模銀行の攻勢にさらされている」という記述と、「銀行家の誤信 7」の小規模銀行の強さの記述には齟齬があると考えられる。

億人の組合員、および非組合員と経済全般に対して、多大な利益をもたらしている。組合員の価値とサービスに対して全焦点を当てること、およびリスク回避的であるという、協同組織の構造の2つの特徴は、社会に対して多大な利益をもたらす要である。CUは、民主的な所有構造による強い顧客志向のため、税免除の利益を経費にあてるよりも、(組合員へ)還元し、その利益を増幅させる傾向がある。また、CUはリスク回避的であるため、景気循環の影響を受けにくく、地元経済において景気の振幅を小さくする重要な役割を果たしている。銀行は近年の景気後退(2008年と2009年)において合計の貸出額をほぼ10%減らした一方で、CUは8%増やした。同様に、銀行が中小企業向け貸出を2009年からの5年間減らした一方で、CUは増大させた。2008年から2014年までに507の銀行が破たんしたが、CUの破たんは156にとどまっている。

CUはすべての組合員に十分かつ公正なサービスを提供している。CUの組合員は勤労世帯のアメリカ人に集中する傾向がある。金融サービスの多くをCUに頼っている組合員の約半数は、2.5万ドルから7.5万ドルの所得にある。全米のCUの支店のうち、49%の支店はCDFIの投資対象地域にあるが、銀行のそれは42%に過ぎない。CUは魅力的な価格で低所得の組合員にサービスを提供している。顧客全体そしてとりわけ低所得者層の顧客は、銀行よりもCUからより良い取引をえられる。

銀行家の誤信 5

CUは利益を組合員に還元していない。

事実

課税合同委員会によると、CUの税免除による税収減は21億ドルである(2014年の推計)。組合員を重視する協同組織の構造によって、CUは、税免除による財務省の収入減を大幅に上回る利益を、組合員と非組合員に与えている。CUが組合員と非組合員に与える利益は、2014年だけで99億ドルに及ぶと推計される⁷。これは、CUが株主に配当を支払わず、一般に理事に報酬を支払わず、そして上級管理職に(ストックオプションなどを勘案すると)銀行ほどには高い報酬を支払っていないことによる⁸。CUへの追加的な課税はどのようなものであれ、組合員への追加的な課税となる。

CUは他の金融機関よりも低い手数料、低い貸出金利、高い預金金利という形で、組合員に直接的に利益を与えている。政府検査員(GAO)レポート(GAO-07-29)は、CUの価格設定が銀行のそれよりも(いくつかの例外を除いて)有利であると明言している⁹。組合員はCUを利用することで、銀行との金利差や手数料の違いから、2014年に合計71

7 後述するCUの組合員の利益・71億ドルと銀行の顧客の利益・28億ドルの合計額。

8 後述する政府検査員(GAO)のレポートは、CUの上級管理職の報酬について、情報が少なく不明確であると指摘している。

9 GAO(2006)。同レポートは、CUの価格の優位性について述べる一方で、税免除のどの程度が価格設定に還元されているのかは明確でないと述べている。

億ドルの利益を受けていると我々¹⁰は推計しており、組合員 1 世帯あたりでは 137 ドルに及んでいる。独自の調査によると、銀行の価格設定は、CU のそれに影響され、(影響のない時と比べて) 顧客本位になっている。この影響によって銀行の顧客が享受する利益は 2014 年に 28 億ドルに及ぶと推計される。過去 8 年間で、CU が組合員と銀行(非組合員)の顧客に与えた利益は 971 億ドルと推計される。

銀行家の誤信 6

公衆は CU を銀行と区別していない。

事実

消費者は CU による利益を認識し高く評価している。さまざまな調査で、組合員は CU をより信頼しており、また CU が特別な組合員向けのサービスを提供していると考えていることが絶えず示される。たとえば、シカゴ・ブース・ケログ・スクールの金融機関信頼度は、2014 年末で銀行の 38% に対し、CU はすべての金融機関で最も高い 60% である。アメリカ顧客満足度によると、CU のそれは 2011 年にすべての記録を破り、それ以来銀行の平均を十分に上回り、2014 年の CU の指数は 100 のうち 85 であり、銀行は 76 である。アメリカンバンカーは銀行・貯蓄金融機関・CU の顧客満足度調査を 21 年間行い、CU は毎年 1 位であったが、2005 年にはあいまいな理由でその調査を取りやめた。最近の組合員数の伸びから、公衆が CU の違いを評価していることは明らかである。組合員数はアメリカの人口成長率の 2 倍のペースで成長しており、CU はアメリカの人口の 31% に相当する 1 億人の組合員を擁している。

銀行家の誤信 7

CU は銀行の競争環境を厳しくしている。

事実

「1985~2000 年の小規模銀行の経済成果」のなかで、William F. Bassett と Thomas F. Brady は以下のように述べている¹¹。小規模銀行は、広範な銀行統合、大規模銀行の貸借対照表の着実な改善、「パラレル」バンキングシステムにおけるミューチュアルファンドや他の商品の急成長、預金保険の実質価値の低下などのさまざまな逆境のなかでも、過去 15 年間にわたり繁栄してきた。小規模銀行は大規模銀行よりかなり急速に成長し、いくつかの収益指標において大規模銀行に伍すかしのいできた。小規模銀行にある強固な成長と高い収益性は、近年多くの投資家が新銀行を設立したことから明らかである。

アメリカンバンカーなどには、コミュニティバンクが(個別に・全体として)高い利益を上げ急成長している記事があふれている。たとえば、US バンカーは、コミュニティ

10 CUNA.

11 Bassett and Brady(2001).

バンクはアメリカの最速の成長小企業の 1/3 を占めると最近豪語している。業績の悪い銀行もあるが、その理由は、詐欺、縁故採用、過度な拡張、多すぎる支店、不適切な価格設定、過大な信用リスク、脆弱な ALM、誤った投資決定、悪いサービス、および統合におけるシナジーの欠如にあり、CU との競争は主たるものではない。

金融危機¹²は新設銀行を劇的に減少させたが、1986 年以来、合計 4,538 の銀行免許が与えられ、2006 年の初めから 542 の新銀行が誕生している。銀行業界が主張するように CU との競争が激しいのならば、銀行を新設しないだろう。銀行家が CU は不正な競争上の優位性を持っていると真に信じるのであれば、銀行を CU に転換するだろう。そうしないのは、CU への転換が、銀行を民主的な所有と運営にさらし、銀行家の報酬を劇的に引き下げ、銀行をより厳しい規制体系に従わせるからである。

銀行家の誤信 8

CU は政府の財政に損害を与えている。

事実

約 100 年前に CU に与えられた税の扱いは、それを設けた目的の遂行に役立っており、また政府が市民に行う最良な投資の 1 つと言える。CU が組合員に与える利益は、CU への課税による連邦収入を大幅に超えている。もし銀行家が本当に政府の財政を心配するのであれば、連邦法人税免除の S コーポ銀行への転嫁を望まないはずだが、2,100 もの S コーポ銀行が全米で営業している。銀行家は S コーポの適用要件を緩和しようと常に試み、多くの課税を免れてきた。S コーポの税免除は小企業に恩恵を与えることを意図したもののだが、総資産 10 億ドルを超える 72 の銀行で利用され、2014 年末の最大の S コーポ銀行は総資産 177 億ドルと報告されている¹³。また S コーポ銀行の合計資産額は 5,550 億ドルを超えている。S コーポ銀行による連邦政府の直接的なコストは 2014 年に 8.94 億ドルに及び、1997 年から歳入の減少は 109 億ドルに及ぶ。銀行家は CU の税免除を非難する時、S コーポ銀行を拡大するための繰り返しの（そして成功した）努力による、税収への影響に言及することを無視している。銀行家は、州の政治家が CU への課税が州の歳入増をもたらすと考えるよう、望んでいる。事実、銀行家に影響され州免許の CU が連邦免許へ転換することがあり、州の監督手数料の減少を通じて州の歳入を減らしている。

銀行家の誤信 9

事業向貸出は CU を銀行と同質化している。

事実

CU は 1908 年以来組合員への事業向貸出を行っている。CU の規模とサービス提供の有

12 2008 年のリーマンショック。

13 S コーポ銀行に規模の大きいものが存在する一方で、CU の多くが都市部にあるのに対し、S コーポ銀行数の 60.7% は地方に存在している。

無に相関はない。CUの真の特徴は、利益を目的としない協同組織の仕組みにある。アメリカ銀行協会（ABA）の第11回競争力調査では、わずか1.8%の銀行がCUを事業向貸出で主要な競争相手と認識している。36%のCUは事業向貸出を行っているが、その合計の貸出額はCUの全貸出額の7%に過ぎない。財務省の最近の調査では、CUの事業向貸出の59%は5万ドル以下の貸出であり、平均規模は217,104ドルである（2014年）¹⁴。CUの小企業向貸出は拡大しているが、2014年末で預金金融機関の合計事業向貸出におけるCUのシェアは1.4%に過ぎず、同小企業向貸出でも6.5%に過ぎない。

銀行家の誤信 10

CUは相互貯蓄銀行と類似であり、ゆえに貯蓄銀行の税免除を廃止したのと同様に、CUの税免除も廃止すべきである。

事実

相互貯蓄銀行は1951年に税免除を失ったが、それは規模が大きすぎるとか、他の金融機関のサービス提供者とあまりに似ているからではなく、預金者が組織の民主的な運営を行使できないという意味で、相互性を失ったからである。相互貯蓄銀行は総会での広範囲な委任投票を認めている。また投票数は各メンバーの預金の規模に応じて決まる（1口座100ドルに1票をベースとした投票特権を1,000票まで認めていることが多い）。

相互貯蓄銀行が商業銀行の競争相手になってきたと議会が認識しているのは事実である一方、今日のCUが銀行や貯蓄金融機関にとって競争上の脅威である証拠はない。相互貯蓄銀行が税免除を失った時に持っていたプレゼンスと比べ、CUの現在の競争力は低いものである。事実、連邦銀行の資金循環表によれば、相互貯蓄銀行が税免除を失った時、すべての個人預金（少額の定期貯蓄預金）の半分以上を提供していたのに対し、CUのそれは2014年に11%に過ぎない。

4 検証と課題

4.1 CU業界の構造変化

CUとコミュニティバンクとの比較に加えて、CU業界自体の構造変化をみると、大規模化と二極化が確実に進んでいる。

CUの合計資産額は2014年に至る10年間で4,766億ドル増え2年間で1千億ドル強増えており、銀行のそれと比べれば大きくないが、資産額自体は10年で1.7倍程度に2年で1.1倍度になっている（図表3）。

14 一般に中小企業向貸出は100万ドル以下を、マイクロ貸出は10万ドル以下を指す。

図表3 クレジットユニオンの概況

年末	組合数	組合員数	合計資産残高 百万ドル	従業員数						
				合計	フルタイム	同左シェア ¹⁾	パートタイム	同左シェア ¹⁾	ボランティア	同左シェア ¹⁾
1990	14,549	61,610,957	221,759	343,282	121,702	35.5%	27,353	8.0%	194,227	56.6%
91	13,989	62,374,344	242,481	332,959	120,928	36.3%	27,781	8.3%	184,250	55.3%
92	13,385	63,893,495	269,812	326,822	123,415	37.8%	28,938	8.9%	174,469	53.4%
93	12,960	65,459,078	286,716	327,070	128,596	39.3%	29,285	9.0%	169,189	51.7%
94	12,551	67,406,890	298,935	326,027	133,994	41.1%	29,285	9.0%	162,748	49.9%
95	12,230	69,305,876	316,170	324,972	138,691	42.7%	30,036	9.2%	156,245	48.1%
96	11,887	71,390,131	336,452	328,697	145,511	44.3%	31,030	9.4%	152,156	46.3%
97	11,659	73,469,484	360,585	332,446	153,194	46.1%	32,069	9.6%	147,183	44.3%
98	11,392	75,616,434	398,925	334,528	159,792	47.8%	32,791	9.8%	141,945	42.4%
99	11,016	77,517,076	422,567	337,511	165,797	49.1%	33,133	9.8%	138,581	41.1%
2000	10,684	79,751,873	449,799	334,175	171,221	51.2%	33,512	10.0%	129,442	38.7%
01	10,355	81,589,260	514,691	337,216	179,833	53.3%	33,854	10.0%	123,529	36.6%
02	10,041	83,372,839	574,687	340,246	185,986	54.7%	33,513	9.8%	120,747	35.5%
03	9,709	84,851,679	629,134	345,914	195,080	56.4%	34,441	10.0%	116,393	33.6%
04	9,346	86,050,841	668,104	346,772	200,572	57.8%	34,838	10.0%	111,362	32.1%
05	9,011	87,014,017	700,390	349,797	206,626	59.1%	34,016	9.7%	109,155	31.2%
06	8,662	88,221,913	732,498	349,956	213,764	61.1%	34,412	9.8%	101,780	29.1%
07	8,396	89,324,410	776,588	354,338	221,853	62.6%	34,813	9.8%	97,672	27.6%
08	8,089	90,736,075	832,501	356,719	227,077	63.7%	34,337	9.6%	95,305	26.7%
09	7,830	91,997,473	903,991	257,628	225,456	87.5%	32,172	12.5%	n.a.	---
10	7,605	92,619,205	934,134	256,373	224,868	87.7%	31,505	12.3%	n.a.	---
11	7,351	93,989,449	982,073	257,872	226,678	87.9%	31,194	12.1%	n.a.	---
12	7,070	95,968,179	1,043,086	265,201	233,596	88.1%	31,605	11.9%	n.a.	---
13	6,795	98,379,068	1,083,661	272,232	240,633	88.4%	31,599	11.6%	n.a.	---
14	6,513	101,460,027	1,144,680	278,651	248,536	89.2%	30,115	10.8%	n.a.	---

(注1) シェアは年ごとの各従業員種類の人数を合計従業員数で割ったもの。

(出所) CUNA, Credit Union Report から作成。

銀行の資産額が増大しているのは事実だが、1億ドル以上のCU数の全体数に占める割合は23.7%であるものの、その総資産額の全体のそれに占める割合は89.7%に及んでいる(図表4)。そして10億ドル以上のCU数の割合は3.5%とはいえ229存在し総資産額の割合は54.6%に及び、100億ドル以上のCU数の割合は0.1%だが総資産額の割合は11.8%に及んでいる。異なる側面からみると、組合数と合計資産額の両方において、1億ドル未満のすべてのCUの規模分類で前年比マイナスであるのに対し、1億ドル以上のそれはプラスである。CUの大規模化と二極化は、地域と複合のコモン・ボンドの増大による影響が大きいと考えられる。また、筆者のCUでのインタビューにて、CU間にも競争や競合が生じていると聞いたが、コモン・ボンドの拡大やそれに伴う規模の増大が一因だと考えられる。

図表4 クレジットユニオンの資産規模別の状況（2014年末）

組合規模 百万ドル	組合数			合計資産残高 百万ドル			従業員					FTE ²⁾	
	組合数	全組合数 でのシェア	規模別 前年比	残高	全組合数 でのシェア	規模別 前年比	合計	フルタイム	規模別シェア ¹⁾	パートタイム	規模別シェア ¹⁾	資産百万ドル あたり	組合員数千人 あたり
0-0.2	76	1.2%	-12.6%	9	0.0%	-6.9%	36	2	5.6%	34	94.4%	2.08	1.40
0.2-0.5	141	2.2%	-7.8%	49	0.0%	-5.2%	212	21	9.9%	191	90.1%	2.38	3.67
0.5-1	168	2.6%	-11.6%	127	0.0%	-10.2%	244	50	20.5%	194	79.5%	1.16	2.89
1-2	283	4.3%	-8.4%	420	0.0%	-7.7%	557	169	30.3%	388	69.7%	0.86	2.79
2-5	648	9.9%	-7.0%	2,263	0.2%	-5.8%	1,612	832	51.6%	780	48.4%	0.54	2.35
5-10	739	11.3%	-9.3%	5,493	0.5%	-8.3%	2,741	1,865	68.0%	876	32.0%	0.42	2.32
10-20	917	14.1%	-4.3%	13,364	1.2%	-3.8%	5,155	4,118	79.9%	1,037	20.1%	0.35	2.25
20-50	1,212	18.6%	-3.7%	39,413	3.4%	-3.4%	13,440	11,431	85.1%	2,009	14.9%	0.32	2.43
50-100	787	12.1%	-3.9%	56,386	4.9%	-3.8%	18,917	16,510	87.3%	2,407	12.7%	0.31	2.69
100-200	589	9.0%	0.9%	82,852	7.2%	0.3%	27,319	24,335	89.1%	2,984	10.9%	0.31	2.87
200-500	491	7.5%	0.8%	154,737	13.5%	0.0%	45,970	41,503	90.3%	4,467	9.7%	0.28	2.87
500-1,000	233	3.6%	2.2%	164,226	14.3%	2.2%	43,708	39,649	90.7%	4,059	9.3%	0.25	2.84
1,000-2,000	138	2.1%	4.5%	185,960	16.2%	1.2%	41,982	38,088	90.7%	3,894	9.3%	0.22	2.61
2,000-5,000	69	1.1%	16.9%	196,060	17.1%	11.3%	37,350	33,749	90.4%	3,601	9.6%	0.18	2.48
5,000-10,000	17	0.3%	21.4%	108,642	9.5%	17.9%	17,841	16,143	90.5%	1,698	9.5%	0.16	2.32
10,000-	5	0.1%	25.0%	134,678	11.8%	20.9%	21,567	20,073	93.1%	1,494	6.9%	0.15	2.07
合計	6,513	100.0%	-4.2%	1,144,680	100.0%	5.6%	278,651	248,536	89.2%	30,115	10.8%	0.23	2.60

(注1) 規模別シェアは規模別のフルタイム+パートタイムで100.0%。(注2) FTE=フルタイム + 0.5×パートタイム
(出所) 図表3に同じ。

次いで業務面をみると、CUの事業向貸出の総貸出に占める割合は大きくはないが、2014年に12.5%伸びている。規模が大きくなるに従い貸出を行い、その額も大きくなる傾向はあるものの、総貸出額に占める割合は大きくない。事業向貸出の平均残高は、総資産50億～100億ドルのCUの平均貸出残高である15,951億ドルの13.6倍にあたる。しかしながら、CUの同貸出額の総貸出額に占める割合は大きくない。

4.2 CUの大規模化と民主的運営

CUNAの資料によれば、CUはその所有構造と特別なミッションゆえに連邦所得税の対象外であり、税免除はCUの規模、複雑性、および提供するサービスとは関係ないとされる。具体的には、CUはボランティアの理事会が運営し、組合員に所有され、民主的に運営される、非営利の金融機関であり、また、組合員に儉約を奨励し、特に大きな財産を持たない組合員に、適切な手段での借入の機会を提供するという特別なミッションを持っていると言う。

一方で、CUの大規模化に伴い、CUの特徴であった、ボランティア従業員の全従業員に占める割合が年々低下しており、2009年からはデータの公表がなくなった(図表3)。また、資産百万ドルあたりの従業員数や組合員数千人あたりの従業員数は、規模の大きいCUほど低い。筆者のCUでインタビューにおいて、銀行の違いの1例として、組合員に資金を提供できない時、その理由を説明して終わるのではなく、どのようにしたら借りられるようになるのか相談にのるのが、組合組織のメリットだと聞いたことがある。情報技術による代替部分もあるだろうが、大規模化のなかで適切な人員配置になってい

るだろうか。

CUNA の資料では繰り返し、CU のミッションと民主的な運営を、銀行との違いや税免除の大きな理由としてあげているが、これまでみてきたような CU 業界の構造変化が起きているなかで、従来と同じやり方をしているだけで、拠り所の民主的な運営が機能し、ミッションが遂行されるのかについて、必ずしも明確ではなく、更なる説明や検証が必要だろう。

4.3 対立を超えて

これまで CU とコミュニティバンクの対立を論じてきた。そこには重要な論点がある一方で、28%を超える世帯が預金口座のサービスを受けられない、あるいは十分に受けられていない状況は、メインストリート全体として、長年の懸案であり、解決を迫られる切実な問題であろう¹⁵。

また、クラウドファンディングなどの新しい金融サービスが、メインストリートのなかに複数誕生している事実をどう受け止めるのかも、CU のみならずコミュニティバンクも考えるべき事柄である。

【参考文献】

- 内田聡 (2009) 『アメリカ金融システムの再構築～ウォールストリートとメインストリート～』 昭和堂。
- 高木仁 (2006) 『アメリカの金融制度～比較社会文化による問題接近をめざして～』 東洋経済新報社。
- 由里宗之 (2009) 『地域社会と協働するコミュニティバンク～米国のコミュニティ銀行・クレジットユニオンと NPO～』 ミネルヴァ書房。
- Bassett, W.F. and T.F. Brady (2001) "The Economic Performance of Small Banks, 1985-2000," *Federal Reserve Bulletin*, November.
- Credit Union National Association (2015) *Credit Union Reports, Year-end 2014* (<http://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/Credit-Union-Reports/>).
- GAO (Government Accountability Office) (2006) *Credit Unions: Greater Transparency Needed on Who Credit Unions Serve and on Senior Executive Compensation Arrangements*, 07-29.
- Schenk M. (2015) *Credit Unions & Banks: Fallacies, Facts and Recent Trends, Year-End 2014*, Credit Union National Association,

15 正確には、連邦預金保険公社が 2011 年 6 月に行った調査では、8.2%の世帯が預金金融機関に預金保険対象の預金口座を持たず、20.1%の世帯が同口座を持っているが他の金融機関を主に利用している。

(<http://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/>) .

【参考 Web サイト】

ABA (America Bankers Association) (<http://www.aba.com/>)

CUNA (Credit Union National Association) (<http://www.cuna.org/>)

ICBA (Independent Community Bankers of America) (<http://www.icba.org/>)

【取材先金融機関】

Bankers' Bank of the West

Denver Fire Department Federal Credit Union

MidFirst Bank

Rocky Mountain Law Enforcement Federal Credit Union